

今定例会の議案等の 主な内容と審議結果

第4回定例会は、平成22年度一般会計及び介護保険特別会計の2会計補正予算に、議員提案による条例の一部改正を加えた3件の議案、第3回定例会で閉会中継続審査となっていた第6期総合計画基本構想及び平成21年度各会計決算の認定を求める議案など8件、諮問案1件、報告2件、議員提案による意見書1件が審議されました。

そのうち、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算については、本会議での総括質疑を行った後、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会に付託し、慎重な審議が行われ、2議案は原案のとおり可決すべきものと決定し、翌日の本会議に予算審査特別委員会の審議結果が報告され、簡易による採決の結果、原案のとおり可決されました。さらに会期中提案された議案1件も、簡易による採決の結果、原案のとおり可決されました。

また、第3回定例会で総合計画審査特別委員会に付託されました第6期総合計画基本構想については、委員長からの審査経過と結果が報告され、起立による採決で報告のとおり可決されました。同じく決算審査特別委員会に付託されました平成21年度各会計決算については、委員長からの審査経過と結果が報告され、簡易による採決で何れも報告のとおり認定されたほか、諮問案は可と答申することで決定、意見書1件は原案のとおり可決されました。

産管理に要する経費△69万7千円、焼山線バス運行に要する経費394万8千円、花月砂川線バス運行に要する経費175万5千円

◎徴税費32万1千円（市税の賦課事務に要する経費21万6千円、市税の徴収事務に要する経費10万5千円）

◎選挙費438万7千円（知事・道議選挙の執行に要する経費）

◎商工費103万2千円（商工業振興対策に要する経費3万2千円、宣伝誘致活動に要する経費100万円）

◎特別会計繰出金△10万9千円（介護保険会計繰出金）

◎平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算

今回の補正予算は、認知症対策連携強化事業費が主なもので、52万6千円を増額し、総額16億2千264万4千円とするものです。

◎補正予算

今回の補正予算は、知事・道議選挙に係る経費が主なもので、438万7千円を増額し、総額110億1千144万9千円とするものです。

◎総務管理費△124万4千円（財

政）

◎再任IIの推薦について可と答申しました。

可決された意見書

今定例会では、1件の意見書が議員提案・可決され、衆・参議院議長、内閣総理大臣ほか、関係大臣に提出しました。

◎脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について

会議の開催状況

（9月）
17日 議会運営委員会
議会広報編集委員会

（10月）
1日 議会広報編集委員会
8日 議会広報編集委員会
12日 総合計画審査特別委員会
13日 総合計画審査特別委員会
15日 議会広報編集委員会
18日 総合計画審査特別委員会
19日 総合計画審査特別委員会
22日 議務文教委員会
議会広報編集委員会
25日 社会経済委員会

（11月）
1日 総合計画審査特別委員会
議会運営委員会

その他

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成23年3月31日任期満了につき、一宮 健志氏（57歳）

傍聴してみませんか？

本会議はいつでも、どなたでも傍聴できます。市民生活に直結した問題が審議されています。市政を知るためにも、議場で傍聴されると、より議会が身近に感じられると思います。ぜひお越しください。

傍聴席は50席用意しています。詳しくは、議会事務局（☎54-2121・内線342）へお問い合わせください。また、次回定例会は3月に開かれます。



2日 総合計画審査特別委員会
4日 決算審査特別委員会
24日 議務文教委員会
25日 社会経済委員会
29日 第5回市議会臨時議会
議会運営委員会

《一般質問の質問方法が変わります》

砂川市議会では、平成20年3月から議会改革検討会で議会改革の取り組み内容について検討をはじめ、答申内容を踏まえ議会運営委員会にて、一般質問の質問答弁の方法について市民のみなさんにもっと分かり易く聞いてもらうことが必要と考え、「一般質問の方法」を従来の「一括方式」から「一問一答方式」へ変更し、取り入れていくことを平成20年8月の議会運営委員会から31回にわたり検討協議を進め、段階的に各常任委員会、予算並びに決算審査特別委員会での一問一答方式で質疑答弁を実施し、更には深川市・滝川市・登別市・室蘭市の4市議会での取り組みを視察調査してきたところです。

昨年6月、9月、12月の3定例会の中で試行実施して質問方法について検証しながら、平成23年3月定例会から正式に「一問一答方式」を実施する運びとなりました。



【一例として】

今までは…(一括質問・一括答弁方式)

何項目あっても一括して質問をして、一括して答弁を受けていました。

※ 質問は3回まで、時間は質問・答弁併せて60分以内



これからは…(一問一答方式)

1回目の質問と答弁は一括して行いますが、2回目の質問からは1項目ごとに質問・答弁を繰り返します。

※ 回数制限は無く、時間は質問時間のみ30分以内

